

第3回農業委員会総会議事録

令和3年3月8日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第8号から第11号)
日程第4 議事(議案第6号から第10号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 4 人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	松山 宗則
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
24 番	有沢 敏博	25 番	小川 博行

欠 席 委 員 (1 人)

15 番 林 康弘

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 9号 農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地参考賃借料の制定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	安元 啓二
主査	青木 克憲	主査	吉田 大樹

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時57分

議長（堀会長）

ただいまから、第3回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「7番 金委員」「8番 炭谷委員」をそれぞれ指名します。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長（堀会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第8号の説明）

議長（堀会長）

報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

（報告第9号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第10号の説明)

議長(堀会長)

次に報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第11号の説明)

議長(堀会長)

次に報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知等について議

題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長(堀会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第6号説明・表決)

議長(堀会長)

それでは、まず議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第6号について議案書をもとに朗読】

議長(堀会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第7号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

【議案第7号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第7号の1番について、林委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局（青木）

議案第7号の1番について説明します。

申請人は射水市内で暮らしています。

自宅の進入路は幅員が狭く、積雪時においては、市道ではないため除雪車が入らず、人力で除雪をしておりました。しかし、先日夫が突然亡くなり、今後は隣接地に住居を構える予定の娘夫婦が除雪機等を購入し、主に除雪する予定です。

現在、進入路の南側には既に住宅が建ち、ブロック塀が設けられており、北側にもこれから娘夫婦が住宅を設けるため、雪を通路外へ飛ばすことができないことから、通路の両側に除雪した雪を積んで置き、且つ車を家の前まで進入させ娘夫婦に介護施設や病院への送り迎えをしてもらう予定です。

そのため、隣接する自己所有農地を転用して進入路を拡幅するため今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の

同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山職務代理者

進入路の幅員は何mから何mになるのか。

事務局（青木）

2.7mから6mになる。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定することに可決されました。

（議案第8号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

【議案第2号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第8号の1番について、稲垣委員より説明をお願いします。

稲垣委員

議案第8号の1番について説明します。

申請人は射水市内の共同住宅で夫婦と子の4人で暮らしています。

現在の共同住宅で生活するには手狭となっていることや、子供の世話など実家の両親とお互い助け合いながら生活していくため、住宅建築の候補地を検討したところ、実家に近い父所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第8号の2番及び3番について、林委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局（青木）

議案第8号の2番について説明します。

申請人は射水市内のアパートで妻と子の4人で暮らしています。

現在のアパートでは手狭となったため、妻の実家に近いこの地区で住宅を建築することとしました。申請地は学校等も近く最適な環境であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

次に、議案第8号の3番について説明します。

申請人は富山市内のアパートで暮らしています。

婚姻後、妻は高齢の両親の介護や日常生活の補助、農作業の手伝いなどをするために、夫の理解と協力を得て実家で両親と暮らしていましたが、先日父が突然亡くなりました。現在も母の面倒を見ながら暮らしていますが、農作業をするための人手が必要となり、別居状態を解消し、夫婦協力して実家の母を支えていくことになりました。実家は、姉家族が富山に帰って実家に住む予定で、一緒に住むのは無理な環境です。

そのため、住宅建築の候補地を検討したところ、実家に近い妻が所有の申請地で建築することで話がまとまり今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第8号の4番について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

議案第8号の4番について説明します。

申請人は射水市内のアパートで夫と暮らしています。

実家は、古く、増築する場所もなく、また両親と祖母が同居しているため、家族の居住スペースを確保することができず、現在はアパートに仮住まいしています。

農作業の手伝いや実家の両親とお互い助け合いながら生活していくため、

農家分家住宅の候補地を検討したところ、実家に近い父所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定することに可決されました。

（議案第9号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、11番栗山委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

【栗山委員 退席】

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

進藤委員

504 番について、 が 20,000 円 / 10a で借り受けることになっているが、間違いはないか。

事務局（矢野）

間違いはない。

松山職務代理者

が新規で借り受ける案件がいくつもあるが、今までは設定していなかったのか。

事務局（矢野）

作業受託していたものを、利用権設定することになったものである。

永森委員

が借り受ける案件で、借賃が 10,000 円 / 10a と 3,000 円 / 10a のものがあるが、違いは何か。

前田委員

圃場の規模の違いで金額を設定しており、3 反以上が 10,000 円 / 10a、それ以外が 3,000 円 / 10a としている。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第 9 号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第 9 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

【栗山委員 着席】

（議案第 10 号 説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第 10 号 農地参考賃借料の制定についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

【議案第 2 号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

土合委員

地区ごとの参考賃借料を定めていなかったか。

事務局（青木）

新湊地区と小杉地区で参考賃借料を示しているが、それぞれの地区における参考賃借料の区分は変更しない。

小川委員

積算根拠を教えてほしい。

事務局（青木）

富山県農業会議の試算を参考に 10a あたりの純収益を計算し、それから経営者報酬を差し引いて賃借料を算出している。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第 10 号 農地参考賃借料の制定について、原案どおり適格と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第 10 号 農地参考賃借料の制定については、原案どおりとすることに可決されました。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第3回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時59分

その他協議・報告事項

令和2年度農業委員会研修会について

日時 令和3年3月15日(月)午後1時30分より

場所 アイザック小杉文化ホール ラポール

農業委員会活動記録簿について

次回開催場所と時刻について

・開催日 令和3年4月8日(木)午後2時から

・会場 大島分庁舎大会議室

その他

農家相談の手引き